

## 奈良県告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

### 一 施行者の名称

天理市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和四十三年九月二十日から令和十四年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### (一) 収用の部分

平成三十年十月奈良県告示第二百五号のとおり

#### (二) 使用の部分

昭和四十九年五月奈良県告示第七十九号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十号、昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十三号、昭和五十四年十月奈良県告示第四百三十三号、昭和五十七年一月奈良県告示第六百五十二号、昭和五十八年八月奈良県告示第三百三十三号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百九十七号、平成二年三月奈良県告示第四十三号、平成五年十二月奈良県告示第四百八十九号、平成九年一月奈良県告示第五百五十八号、平成十二年八月奈良県告示第二百九号、平成十四年七月奈良県告示第九十五号、平成十九年十一月奈良県告示第三百号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十七号、平成三十年三月奈良県告示第五百六十一号及び平成三十年十月奈良県告示第二百五号の事業地のうち天理市杣之内町、小路町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、岩室町、備前町、庵治町、稲葉町、佐保庄町、三味田町、長柄町、兵庫町、新泉町、岸田町、成願寺町、萱生町、乙木町、園原町、櫛本町、蔵之庄町、森本町、柳本町、檜垣町及び海知町地内において事業地を変更する。